

# 憲法を無視した「秘密保護法」の強行採決 に抗議し、「施行を中止」し撤廃を求める

## ～ 憲法十二条 ～

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、  
国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」

国民の多くが反対、慎重審議を求めていたにもかかわらず、12月6日の深夜、政府与党は秘密保護法案を参議院本会議で強行採決、成立させました。

この重要な法案について与党は総選挙での公約に掲げておらず、国民の審判を経たものでは決してありません。審議もわずか1ヶ月、衆参合わせて70時間にも満たない時間しか議論されていません。しかも、法案は「修正」を重ね、採決直前まで「第三者的機関」なるものが次から次に挙げられ、法案自体が不十分であること、また「第三者的機関」は政府部内につくるため、「第三者機関」としてのなんの法的担保もないことなどが明らかになりました。

この法案は審議されればされるほど、重大な問題点が浮き彫りになってきました。政府が成立を急いだのも、この欠陥が国民の前にあらわにされ反対の声がさらに広がることを恐れたからに他なりません。国会での数の力をもって短期間で採決まで強引に進めたことは民主主義を否定し、独裁的な行為といわざるを得ません。

そもそも、この法案は「何が秘密かは秘密」「政府が秘密を勝手に指定」「関係する公務員・民間人のプライバシーを侵害」「秘密を知ろうとする国民を広く厳罰で処罰する」など主権者の知る権利や表現の自由という基本的人権を侵害し、民主主義の根幹を突き崩し、憲法の基本原理をことごとく覆す違憲立法です。

短期間に秘密保護法案に反対する多くの声が上がりました。弁護士、ジャーナリストはじめ、学者・研究者、演劇・映画などの文化人、宗教者、市民団体などこれまでにない規模で広がり、報道各社もこの法案の問題点、危惧されることを連日報道するようになりました。このことはこの法案の危険性がいかに重大であるかを示しているものです。

戦前のようなものが言えない時代を二度と繰り返してはいけません。憲法一二条にあるように「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」とあるように、組合員一人一人が、この国を戦争ができる国として集団的自衛権を行使し、憲法を改悪しようとする動きに反対し、憲法を守り、国民の知る権利、報道の自由を守るために引き続き取り組みを強化し、この法律を撤廃に追い込むまで闘いを広げていかなければなりません。

大田区職労も職場組合員の皆さんとともに自由と民主主義、そして、憲法が掲げる国民主権・基本的人権・平和主義を守るために、秘密保護法に反対する多くの団体と共にこの法案の施行を止めさせ、撤廃に向けた闘いを全力で取り組みます。

2013年12月11日

大田区職労執行委員会